

第3章

国際学生の在留資格・資格外活動許可

▶ 在留資格 108

▶ 資格外活動許可の申請 111

ざいりゅうしかく 在留資格

国際学生のみなさんは、大学で教育を受けるという目的で日本への滞在が許可されています。日本滞在中は常に在留カードを携帯する義務および「出入国管理及び難民認定法」に基づき、必要な手続きを行う必要があります。

※在留カードの裏面は住所等を自分で記入した場合、無効となりますので、絶対に記入しないでください。

在留資格、入管法について正しい理解が必要です

ルールを守らないと、在留期間の更新や資格外活動許可が不許可になったり、国外退去処分になる場合があります。APUで学生生活を送る上で在留資格や入管法について正しく理解することが必要です。

在留資格の詳細、各種手続きについては、スチューデント・オフィスのホームページを確認してください。

<https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0280.html/>



いはん こうい ほうれい
違反行為や法令について
ホームページをよく読んで
ただ りかい
正しい理解を！

在留資格に関し、スチューデント・オフィスから電話、Eメール、キャンパスターミナルの「あなた宛の重要なお知らせ」などで重要な連絡をする場合があります。必ず定期的に確認し、早急に対応し必要な手続き等を実行してください。

【重要！】在留期間更新と単位修得について

留学ビザの滞在目的は、教育を受けること、および学業に専念することです。文部科学省は、学業成績の良好でない者に対する厳格な指導を徹底するよう、大学に対し要請しています。

在留資格「留学」の期間更新をする際、出入国在留管理局で単位修得状況が審査されますので、各セメスターで単位をきちんと修得できているかが非常に重要となります。取得単位数が少ないと、在留期間更新ができず、APUでの学習を続けることができませんので退学となってしまいます。

最低限の目安として、在留期間の更新時に単位登録上限の約70%を超えて取得できていることが求められます。

各種手続・届出について

〈在留期間の更新〉

※個人で直接、出入国在留管理局（以下入管）に行き手続を行うことはできません。

更新手続はスチューデント・オフィスをとおして申請します。

申請時期が近づいたらキャンパスターミナルの「あなた宛のお知らせ」に申請方法の案内を送りますので、全員必ず指定された提出期限までにAPU manabaに提出してください。発行に時間を要する書類が必要になる場合があるので、余裕を持って手続を行ってください。

提出期日を守らず在留期限までに必要手続を行わなかった場合、不法滞在となり日本からの強制退去処分（5年間の入国不可）となります。

卒業後就職活動のために、特定活動ビザを得たい場合は、キャリア・オフィスからの案内に基づいて申請が必要です。

〈在留カードを紛失した場合〉

パスポートを持参の上、別府警察署で紛失届出の証明書（紛失物詳細が明記されていないものは不可）をもらってから、パスポートと顔写真（縦4cm×横3cm、提出前3ヶ月以内に撮影されたもの、メガネ不可）を持って入管で在留カード発行申請を行ってください。新しい在留カードが交付されたら、必ずスチューデント・オフィスにその旨を申し出てください。

〈転居をして住所が変更になった場合〉

市役所で住所変更手続を行ってください。

※自分で裏書した場合は在留カードが無効となるので、必ず市役所で手続を行ってください

〈住所以外（名前や国籍等）の項目が変更になった場合〉

入管に行き、必要な手続を行ってください。変更後、新しい在留カードが交付されたらスチューデント・オフィスでも確認を行いますので、来室し変更の旨を報告してください。

一時帰国、海外旅行などで日本を一時的に離れる場合

日本を出国する際に出発空港で日本に再入国する意思を表明する必要があります。出国時に、空港や空港の出国審査場に設置されている「再入国出入国記録 E D カード」に必ず下記のいずれかにチェックをしてください。

【再入国を希望する方は】

□ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。

【有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は】

□ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。

新様式の再入国出入国記録

外国人用 (再入国) 再入国入国記録 DISEMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT ②

【 ARRIVAL 】

氏名 Family Name Given Names	
生年月日 Date of Birth	航空機名・船名 Flight No./Vessel

以下の質問について、該当するものに記号を記入し、署名して下さい。特別次
 住者の方は署名のみ。 Please check the applicable items and put your
 signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)

1 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決
 を受けたことがありますか？ Have you ever been found guilty in a criminal case in
 Japan or another country?

□ はい Yes □ いいえ No

2 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤等の規制薬物又は
 銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？ Do you presently have in
 your possession narcotics, marijuana, stimulants, or other controlled
 substance, weapons, explosives or other such items?

□ はい Yes □ いいえ No

以上の記載内容は事実と推定ありません。
 I hereby declare that the statement given above is true and accurate.

署名
Signature

官用欄
Official Use Only

再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT ①

【 DEPARTURE 】

氏名 Family Name Given Names	
生年月日 Date of Birth	主な渡航先国名 Destination

航空機名・船名
Flight No./Vessel

出国予定期間
Intend to depart
out of Japan

☐ 1年以内 Within one year
☐ 1年超2年以内 Over one year within two years
☐ 2年超 Over two years

次のいずれかに記号を記入して下さい。 Please check either one of the boxes below.

☐ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
 I am leaving Japan temporarily and will return.

☐ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。
 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.

(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国の予定のない方は、記して下さい。)
 (Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)

署名
Signature

官用欄
Official Use Only

次の方は、必ずいずれかに☑して下さい。

●再入国を希望する方は、

☑ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
 I am leaving Japan temporarily and will return.

●有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は、

☑ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。
 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.

(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国の予定のない方は、☑して下さい。)
 (Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)

出国予定期間
のいずれかに
必ず☑して下
さい。

引用：入国管理局リーフレットおよびホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/re-ed/>)

※再入国を希望する場合、正しい箇所にチェックをしなければ、留学の在留資格が取り消され、日本への再入国ができなくなります。注意してください。

※休学中および退学後は、留学の在留資格を保持できません。休学・退学により日本を出国する場合は、「一時的な出国であり、再入国する予定です」にチェックを入れずに、空港の出国審査時に必ず留学ビザをキャンセルする旨を伝え、在留カードに穴を開けてもらってください。新しい在留資格は復学時に申し込むことになります。

＜再入国の際の注意＞

再入国するときは、出国時の E D カードを審査官に見せる必要があります。

パスポートを更新した場合は、入国審査の時に必ず古いパスポートと在留カードも審査官に見せてください。

110

しかくがいかつどうきょか しんせい 資格外活動許可の申請

こくさいがくせい だいがく きょういく う もくてき にほん たいざい きょか
国際学生のみなさんは、大学で教育を受けるという目的で日本への滞在が許可されています。したがって
にほんこくない しゅうにゅう がくない かつどう ふく しゃれい え
日本国内でのアルバイト（TAなど、収入をとまなう学内の活動を含む）、インターンシップ、謝礼を得る
ちいきこうりゅう きょういく う もくてきがい かつどう ばあい かなら じぜん しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきよく い か にゅうかん
地域交流など、教育を受ける目的以外の活動をする場合、必ず事前に出入国在留管理局（以下入管）
より資格外活動の許可を得た上で、許可された範囲内でのみ就労が認められています。
しかくがいかつどうきょか てつづ おこな ふほうしゅうろう がいとう こくがいたいきょ たいしゅう
資格外活動許可の手続きを行わなければ、不法就労に該当してしまい、国外退去の対象となりますので、
かなら じぜん しんせい さき さき ぐたいてき き ばあい
必ず事前に申請してください（アルバイト先やインターンシップ先が具体的に決まっていなくても
しんせい
申請できます）。

しんせいほうほう 〈申請方法〉

しんせいしよるい ひつようじこう きにゅう うえ
申請書類をアルバイトセンターのホームページでダウンロードし、必要事項を記入の上、スチューデ
ント・オフィスに提出してください。

※個人で直接、入管で手続きを行うことはできません。

※5回生以上は、申請できません（学業に集中して少しでも早く卒業する必要があるため）。

しんさきかん 〈審査期間〉

しんせい こうふ やく しゅうかん
申請から交付まで約3～4週間かかります。

※申請中、パスポートと在留カードは返却できません。

きせい りょうこう かいがい しゅつこく ばあい ひつよう ちゅうい
帰省や旅行などで海外へ出国する場合は、パスポートが必要となるため、スケジュールに注意し
よゆう しんせい
余裕をもって申請してください。

しんせいちゅう りゅういてん 〈申請中の留意点〉

しんせいちゅう ざいりゅう か みぶん しょうめい ざいりゅう てんぷ
申請中は、パスポート、在留カードの代わりに身分を証明するものとして、在留カードのコピーが添付され
た「パスポート及び在留カードの預かり証」を常に携帯することが義務付けられます。

しかくがいかつどうきょか みと しゅうろうじかん さんしやう
資格外活動許可で認められている就労時間については104ページを参照してください。

ふうぞくかんれんえいぎやう おこな ばしよ きんし ほんこくそうかん ばっきん ちやうえき
風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁止されています。本国送還・罰金・懲役などの
しよぶん う ぜったい
処分を受けますので絶対にしないでください。